

◇耐震診断の流れ

【申込書受付】 耐震診断実施申込書の提出

- 必要事項を記載（わかる範囲で記載）のうえ、栗東市住宅課窓口（市役所2階）に提出して下さい。
- 申し込み時に、対象建築物の場所をお知らせ下さい。
- 「建築時期のわかる書類の写し」を添付して下さい。



申込受付から1～2週間

【診断員の決定】

市が委託している「（一財）滋賀県建築住宅センター」へ診断依頼後、診断員が決定します。市より申請者へ、診断決定通知と診断員名の通知をします。



【調査日の連絡調整】

現地調査の日時決定のため、滋賀県木造住宅耐震診断員（以下、診断員という。）から電話で連絡があります。



【現地調査】

調査員が訪問し、おもに目視により2～3時間調査をおこないます。その間必ず立ち会いをお願いします。また、診断員は滋賀県発行の診断員証を提示しますので、必ず確認をお願いします。提示がない場合は求めて頂いても結構です。



現地調査から2ヶ月程度

【報告書の送付】

診断員が作成した診断結果の報告書が、一旦、栗東市住宅課へ届きます。その後、市から郵送にて申請者へ送付します。



【説明日の連絡】

診断員から診断結果報告書の説明日時決定のため、電話で連絡があります。



【報告書の説明等】

診断員より送付された診断結果報告書の説明、一般的な改修等のアドバイスを行います。